

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和３年８月組合議会定例会 会議録

令和３年８月２７日

1 出席議員氏名

森山 林	田中 俊彦	内川 隆則	尼寺 省悟	古賀 和仁
松隈 清之	重松 一徳	中村 絵理	古賀 通	牟田 秀文
中山 五雄	寺崎 太彦			

2 欠席議員氏名

なし

3 議会録署名議員

尼寺 省悟 中山 五雄

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	岡 毅
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	下田 辰也	次長	藤戸 憲久
次長兼西消防署長	秋吉 孝二	次長兼鳥栖消防署長	森園 省三
総務課長	松永 康輝	警防課長	船津 直樹
予防課長	井上 耕一	情報指令課長	田中 清雅
総務課参事	大坪 広武	総務課長補佐	権藤 達弥
総務課長補佐	牛嶋 崇宏	総務係長	園木 勝彦
財政係長	黒田 聡		

5 議会事務局員氏名

総務係員 村山 恵祐

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	議会録署名議員の指名
日程第 3	副議長の選挙
日程第 4	経過報告
日程第 5	管理者提案理由説明
日程第 6	鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について
日程第 7	鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開条例の一部を改正する 条例
日程第 8	鳥栖・三養基地区消防事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例 の一部を改正する条例
日程第 9	令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）
日程第10	令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定に ついて

日程第 1 1 繰越明許費繰越計算書について

7 議会に付した案件
議事日程のとおり

8 議会の経過
開会 9時56分から10時58分

(森山議長)

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第5号におきまして、組合議会定例会が招集されました。只今、出席人員12人。よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。これより、令和3年8月組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。日程に入ります前に新しく組合議員になられました方を私から紹介させていただきます。基山町から令和3年4月19日付けで選出され組合議員に就任されました重松一徳議員、同じく4月20日付けで就任されました中村絵理議員、順次ご挨拶をお願いいたします。

(重松議員)

皆さんおはようございます。今、紹介いただきました、基山町議会議長の重松と申します。消防行政、日々市民町民の安全のために活躍されております。議会としてもしっかりと職責を果たし、スムーズに消防行政が進むように提言をして参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(中村議員)

おはようございます。只今、森山議長の方からご紹介いただきました、基山町議会の中村絵理と申します。最初から私事で大変恐縮でございますけれども、私の母は大変高齢でございまして、ここ2、3年の間にこちらの隊員の方々に5回程お世話になっております。毎回ですね、隊員の方々に来ていただいて活動を拝見しますと、迅速な行動と的確な指令と見事な連携プレーで私の母を病院の方へ運んでくださっており

ます。そのことで、本当に心より皆様方には頭が下がる思いでございます。使命感を持って全力で私たちの安心と安全を全力で守っていただいている、こちらの組合の議会の方に参加させていただきましたことを私大変光栄に思っております。また、議員1期目でございますけれども皆様のご指導とご協力をいただきまして、全力で職務を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

（森山議長）

ありがとうございました。以上をもちまして、新しく組合議員に就任された方の紹介を終わらせていただきます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

—（異議なしの声）—

（森山議長）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により議長において尼寺省悟議員並びに中山五雄議員を指名いたします。

日程第3 副議長の選挙を行います。これは品川義則議員の副議長としての任期が満了となり現在不在となっておりますので、副議長の選挙を宣告いたします。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選により行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

—（異議なしの声）—

（森山議長）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。
それでは、指名推薦をお願いいたします。

（中山議員）

議長。

（森山議長）

中山議員。

（中山議員）

はい、中山でございます。推薦いたしたいと思います。副議長の選挙につきましては、今回、指名推選ということでございましたので推薦いたしたいと思います。本日までの組合議会の副議長は、発足当時より三養基郡の議長会会長が就任されているとお聞きいたしております。今回におきましても、三養基郡の議長会会長に就任されておりますみやき町の田中俊彦議員を副議長に推薦したいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

（森山議長）

はい、ありがとうございます。只今、中山議員から田中俊彦議員を副議長にとの推薦がございましたがこれにご異議ございませんか。

—（異議なしの声）—

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、田中俊彦議員を副議長の当選人と定めます。副議長に当選されました田中俊彦議員がおられますので告知いたします。それでは副議長の当選承諾及びご挨拶をお願いいたします。

(田中副議長)

おはようございます。只今、副議長に選出をしていただきましたみやき町議会の田中俊彦でございます。誠心誠意、職務を遂行してまいりたいと思います。皆様方のご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(森山議長)

ありがとうございました。

日程第4 経過報告でございますが、お手元に報告書を配布いたしておりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第5 管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

議長。

(森山議長)

橋本管理者。

(橋本管理者)

おはようございます。本日は8月の組合議会定例会にご出席いただきありがとうございます。提案理由の説明に入ります前に基山町より組合議員になられました重松議

員、中村議員に心よりお祝い申し上げます。今後ともよろしくお願い申し上げます。
それでは提案理由の説明をいたします。

提案いたしました議案のうち、議案第6号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について申し上げます。これは、議員選出の監査委員が令和3年7月2日付けで退任され、現在不在となっておりますので、選任をお願いするものでございます。次に、議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について申し上げます。今回の改正につきましては、公文書の公開請求者の要件を廃止するとともに、公文書の非公開決定等にかかる理由の提示について義務化することとし、情報公開の一層の推進を図るものでございます。次に、議案第8号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。今回の改正につきましては、行政手続及び対面規制の見直しに伴い、宣誓書への押印及び対面でのサービスの宣誓を不要とするものでございます。次に、議案第9号 令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正予算につきましては、既決の予算に歳入、歳出それぞれ626万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億1,068万7千円といたしております。歳入面では、繰越金、諸収入を追加する一方、繰入金、組合債を減額いたしております。歳出面では、総務費において職員手当等及び負担金、補助及び交付金を追加するとともに、財政調整基金に810万7千円を積み立てることといたしました。また、公債費につきましては、償還額の確定に伴い、所要の額を補正いたしております。次に、議案第10号 令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について申し上げます。歳入につきましては、繰入金及び組合債の減額に伴い、歳入総額15億2,039万5,717円となっており、前年度比3.48%の減でございます。歳出につきましては、経常的な支出のほか、高規格救急自動車を2台更新いたしましたので、歳出総額15億418万1,468円となっており、前年度比3.28%の減でございます。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

ありがとうございました。

日程第6 議案第6号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について議題といたします。地方自治法第117条の規定により、重松議員の退席を求めます。

—— (重松議員退席) ——

提案理由の詳細説明を求めます。

(橋本管理者)

議長。

(森山議長)

橋本管理者。

(橋本管理者)

①と書いてあります議案書の1ページをお願いいたします。

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員選出の監査委員につきましては、みやき町の田中監査委員でございましたが、令和3年7月2日付けをもって退任されましたので、現在不在となっております。監査委員の選任につきましては、本組合同規約第12条第2項の規定により、管理者が組合議員の同意を得て選任することとなっております。今回、組合議員のうちから基山町の重松一徳議員を選任いたしたく同意を求めるものでございます。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第6号の質疑を行います。

す。

—（質疑なしの声）—

（森山議長）

質疑を終わります。本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第6号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

—（異議なしの声）—

（森山議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり同意することに決しました。重松議員の除斥を解きます。

—（重松議員入室）—

（森山議長）

監査委員になられました重松議員のご挨拶をお願いいたします。

（重松議員）

基山町議会の重松一徳でございます。只今、当組合の監査委員の選任にご同意いただき、身の引き締まる思いです。皆様方のご指導とご協力を得ながら職務を全うしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(森山議長)

ありがとうございました。監査委員となられました重松議員におかれましては、今後ともご指導ご協力を賜りますようお願いいたします。

日程第7 議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合、情報公開条例の一部を改正する条例について説明いたします。

恐れ入りますが、①と記しております議案書の2ページと④の参考資料1ページから3ページをお願いいたします。本条例につきましては、住民の知る権利の実効的な保障及び住民に対する行政執行を説明する責務を明らかにすることで、住民の理解と信頼の確保を図るため、平成22年に制定をしたものでございますが、改正内容につきましては、第4条に規定いたしております公開請求権者等は、これまで「組合の区域内に住所を有する者」、「組合の区域内の事務所又は事業所に勤務する者」、「組合の区域内の学校に在学する者」などに限定し、これら以外のものからの申請は「申出」により公文書の公開に努めるようにしていたものについて、情報公開の一層の推進を図るため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律と同様に何人もこの条例に定めるところにより、当該実施機関の保有する公文書の公開に係る請求ができるようにするものでございます。また、第10条の2を追加し、公文書の全部又は一部を公開

しない場合、請求者に対して書面によりその理由を示すことについて義務付け、併せて語句の追加、整理を行うものでございます。以上、説明とさせていただきますが、どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第7号の質疑を行います。

— (質疑なしの声) —

(森山議長)

質疑を終わります。本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合 情報公開条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8 議案第8号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

議案第8号 鳥栖・三養基地区消防事務組合、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

恐れ入りますが、①議案資料の3ページと、④の参考資料4ページ、5ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大防止や行政サービス等におけるデジタル化の推進に対応すべく、国の規制改革実施計画において、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、法令、告示、通達等の改正や手続のオンライン化を行うこととされましたので、これに基づいて、書面規制、押印、対面規制について不要とする改正を行うものでございます。なお、同様の押印廃止に伴う条例の改正はございませんが、規則や規程等の改正につきましては順次改正を行っているところでございます。以上、説明とさせていただきますが、どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第8号の質疑を行います。

— (質疑なしの声) —

(森山議長)

質疑を終わります。本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第8号 鳥栖・三養基地区消防事務組合 職員のサービスの宣誓に関する条例の一

部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

—（異議なしの声）—

（森山議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9 議案第9号 令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

（松永総務課長）

はい、議長。

（森山議長）

松永総務課長。

（松永総務課長）

議案第9号 令和3年度、鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊の②となっております令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）の1ページをお願いいたします。今回の補正でございますが、既決の予算の総額に歳入、歳出それぞれ626万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ15億1,068万7千円といたしております。次に4ページをお願いいたします。

地方債の補正でございますが、公共施設等適正管理推進事業として庁舎補修に係る設計の資金として140万円を起債する予定にいたしておりましたが、県との調整不

足により消防本部の庁舎は該当しないことが判明いたしましたので、0円へと変更いたしております。なお、設計につきましては本年度自主財源で行い、庁舎の補修工事につきましては財源を含めて、次年度以降の計画検討をしてみたいと考えております。大変失礼いたしました。それでは詳細について、事項別にご説明いたしますので7、8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款7繰入金で一般財源に充当予定でありました目1の財政調整基金繰入金を1,012万7千円減額し、補正後の額を8,567万6千円といたしております。また、目3の消防施設等整備基金繰入金は、庁舎補修に係る設計の財源として140万円を増額し、補正後の額を163万9千円といたしております。次に、款8の繰越金は科目設定をいたしておりましたが、令和2年度からの繰越金を1,621万4千円といたしております。それから、款9諸収入項2の高速自動車国道救急業務支弁金でございますが、本年度の支弁金が確定いたしましたので21万8千円を減額し、補正後の額を648万5千円といたしております。また、項3の雑入でございますが、各種助成金等として40万円を追加し、補正後の額を695万6千円といたしております。これは、後程歳出においてご説明いたしますが、幼少年消防用の鼓笛隊セット購入に伴う一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。最後になりますが、款10組合債で140万円を減額いたしております。下の方のページをご覧ください。

続きまして、歳出についてご説明いたします。款2総務費の項1、総務管理費、目1の一般管理費でございますが、623万6千円を増額し補正後の額を13億9,626万1千円といたしております。内訳でございますが、節2の給料で559万9千円の減額、節3の職員手当等は873万8千円の増額、節4の共済費で541万円の減額。これは、本年度予定しておりました再任用職員の採用がなかったことと、職員の早期退職者があったことに伴うものでございます。次に、節18負担金、補助及び交付金の増額40万円でございますが、先程、歳入で説明いたしましたコミュニティ助成事業の活用による幼年消防用鼓笛隊セット購入に伴う幼少年女性防火委員会に

対する助成金でございます。節 2 4 の積立金につきましては、繰越金の確定に伴う財政調整基金への積み立てを 8 1 0 万 7 千円といたしております。最後に、款 4 の公債費でございますが、令和 2 年度に整備いたしました救急自動車と非常用発電機に供給する燃料を備蓄する危険物施設の整備に係る起債の償還金が本年 4 月に確定し、償還開始が 9 月からとなりましたので利子で 3 万 2 千円を追加し、補正後の額を 1 3 4 万 2 千円といたしております。以上、説明とさせていただきますが何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第 9 号の質疑を行います。

(古賀通議員)

はい。

(森山議長)

古賀通議員。

(古賀通議員)

先程のですね、4 ページです。第 2 表の地方債の補正ということで変更のこの案件については、1 4 0 万円ですが、公共施設等適正管理推進事業ということで地方債の発行を計画してあったと。で、これが中止されたと。これは事前に十分に消防庁なり県庁なり、それぞれの担当課と情報交換なり確定なりが済まされて計画されたと思うけれども、急遽中止された経過について説明をお願いします。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

古賀通議員のご質問にお答えします。昨年度当初より、県の担当者と調整を図り、公共施設等適正管理事業に該当することを確認し、計画を立ててきたところでございますが、議会の方で予算についてご承認いただいた後に、詳細事項について再度確認を行ったところ、本事業に該当しないことが判明したところでございます。本来であれば、本議会で庁舎の補修工事について予算化する予定でありましたが、本年度は設計のみをさせていただき、工事については再度、財源の調整等を行い次年度以降に計画したいというふうに考えております。事業が遅延することになり、深くお詫び申し上げます。

(古賀通議員)

はい、議長。

(森山議長)

古賀通議員。

(古賀通議員)

先程の説明によりますと、事前にそういう内諾を受けとったと。議会の承認を受けた後、更に詳細に打合せを進めたところ、それについて否決というかな、完全な返答は140万は出来なかったということでしょう。この辺の行き違いがですね十分なる情

報交換なりですね、計上するときの詰めが非常に甘かったんじゃないかと思うのですがいかがでしょうか。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

古賀通議員のご質問にお答えします。当初、我々といたしましても県の方と十分に調整を図り、計画を立ててきたつもりでございますが、結果といたしましてこのような事態に陥ったことについて深くお詫び申し上げます。今後につきましては、この結果を教訓に更に県との調整を深めながらこのような事業を進めてまいりたいと考えております。以上お答えといたします。

(古賀通議員)

はい、議長。

(森山議長)

古賀通議員。

(古賀通議員)

そういう事業に対してね、大きな支障はないと思うけれども、これは自主財源で済んだんだから。けれども、それが大きな額になった場合にですね少々では許されない状況がでてきますから、今後、そういう事業に影響を及ぼさないようにしてい

ただきたい。それからですね、８ページ、款２総務費、項１総務管理費、補正６２３万６千円。ここで、減額５５９万９千円の説明の中で、正職員の早期退職ということと、任用職員の採用がなかったということですが、これについてもう少し説明をお願いしたいと思います。

（松永総務課長）

はい、議長。

（森山議長）

松永総務課長。

（松永総務課長）

古賀通議員のご質問にお答えします。再任用職員につきましては、予算計上前にこちらの方においでいただくことで本人に了解を得ておりましたけれども、本人の病気により、どうしても４月から来ることができない状況となったところでございます。また、早期退職職員につきましては、個人で自分のやりたいことがあるという理由で退職をされたということで認識をいたしております。以上、ご説明とさせていただきます。

（古賀通議員）

はい、議長。

（森山議長）

古賀通議員。

(古賀通議員)

それによってですね、職員の減と、再任用の減ということで、消防行政に支障きたさないと思いますが、これについての補充の関係について説明をお願いします。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

古賀通議員のご質問にお答えします。再任用職員の採用がなかったことと、交替制勤務者の早期退職者があったことにより、消防活動に関しては一人の職員を毎日勤務から交替制勤務へと異動をして対応をいたしておりますが、毎日勤務者が減ったことにより発生した業務につきましては、所属の職員が超過勤務等で対応しているところでございます。なお、今年度に採用試験を実施し次年度につきましては、3人程度の職員を採用するように計画をいたしておりますが、次年度までは現状の対応を継続し、今後については再任用職員の増加や退職年齢の引き上げ予定もあり、適正に定員管理を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

(古賀通議員)

はい、議長。

(森山議長)

古賀通議員。

(古賀通議員)

適切な説明でございます。コロナ禍の中でね、大変、消防行政、住民サービスがひっ迫した状況にあるかと思うんですよ。再任用と正職の補充が超過勤務に充てられることは超過勤務の時間数が増える、それだけ負担が増すということですから、しわ寄せがね、隊員の皆さんにこないような安全な労働環境、そのようなことも考えて行政を進めていただきたいと思います。以上

(森山議長)

他にございませんか。

— (質疑なしの声) —

質疑を終わります。本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。
議案第9号 令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10 議案第10号 令和2年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合 歳入歳出決算認定について議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

議案第10号 令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算について、ご説明いたします。恐れ入りますが、別冊の③となっております、歳入歳出決算書の3ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、款1の分担金及び負担金で13億8,508万5,000円、款2の使用料及び手数料で407万2,677円、款3の国庫支出金で1,955万7,348円、1つ飛びまして款5の財産収入で169万3,544円、1つ飛びまして款7の繰入金で4,599万4,990円、款8の繰越金で2,002万1,028円、款9の諸収入で1,377万1,130円、款10の組合債で3,020万円を収入いたしており、歳入の合計は、15億2,039万5,717円でございます。

続きまして、歳出でございますが、款1の議会費で35万6,560円、款2の総務費で13億2,982万154円、款3の消防費で7,315万1,740円、款4の公債費で1億85万3,014円を支出いたしており、歳出の合計は、15億418万1,468円で、歳入歳出差引額は、1,621万4,249円でございます。事項別にご説明いたしますので14ページ、15ページをお願いします。

歳入でございますが、款1分担金及び負担金で、13億8,508万5,000円を収入いたしております。詳細につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。次に款2使用料及び手数料で、407万2,677円を収入いたしております。内訳でございますが、項1の使用料17万8,927円は、敷地内に設置いたしております自動販売機9台分の設置料、項2の手数料389万3,750円につきましては、危険物施設の許可や検査に係る手数料247件分でございます。款3国庫支出金で1,955万7,348円を収入いたしておりますが、これは高規格救急自動車購入

に伴う防衛省の助成金と令和２年７月豪雨の発生時、緊急消防援助隊としての派遣隊が熊本県内で活動に要した費用でございます。款４の県支出金による収入はございません。次のページをお願いいたします。款５財産収入の１６９万３，５４４円につきましては項１の財産運用収入として、各基金の預金利子１４５万６，３４４円、項２の財産売り払い収入は更新に伴い廃車した救急自動車２台の売り払い額２３万７，２００円を収入いたしております。款６寄付金による収入はございません。次に款７の繰入金は４，５９９万４，９９０円でございますが、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金の２，６００万８，０００円は一般財源へ、目３消防施設等整備基金繰入金の１，９９８万６，９９０円は更新した車両と庁舎施設診断業務の財源に充当いたしております。款８繰越金２，００２万１，０２８円は令和元年度からの繰越でございます。次のページをお願いいたします。款９諸収入で１，３７７万１，１３０円を収入いたしております。内訳でございますが、項１の預金利子で３，４１５円、項２の高速自動車国道救急業務支弁金で６７０万３，５６０円、項３の雑入で７０６万４，１５５円となっております。これは佐賀県防災航空隊へ派遣をいたしております職員の給与等相当額の負担金、危険物安全協会負担金及び健康診断等に係る佐賀県市町村共済組合からの助成金などでございます。款１０組合債でございますが、高規格救急自動車の更新に伴い３，０２０万円を起債いたしております。一番下の欄になりますが歳入合計予算現額１５億７，２０１万９，０００円に対し、収入済額は１５億２，０３９万５，７１７円でございます。次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、不用額につきましては、節の主なものについて、説明させていただきます。

款１議会費で３５万６，５６０円を支出いたしておりますが、節１の報酬で２２万２，０００円、節８の旅費で１２万４，８００円、節１０の需用費で９，７６０円となっております。次に款２総務費で１３億２，９８２万１５４円を支出し、不用額は１，０１５万１，８４６円でございます。項１総務管理費、目１一般管理費の内訳でございますが節１報酬で会計年度任用職員報酬３人分など５１４万１，９９５円、節

2給料で5億3,097万8,100円、節3職員手当等で4億4,092万5,971円を支出いたしております。職員手当等につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、超過勤務で対応する予定でありました立入検査や救急の講習、職員研修などを一時制限したことにより不用額が多くなったところでございます。節4共済費は2億347万9,299円を支出いたしております。共済費は令和元年度の負担率を参考に算出しておりましたが、2月定例会後の令和2年3月の確定通知により負担率が下がったことによる差額が不用額となっております。節7報償費では1万7,380円を支出いたしております。次に節8旅費で消防学校や救急救命士研修などに伴う263万1,420円。22ページ、23ページをお願いいたします。節9の交際費で2,420円を支出いたしております。節10需用費で4,414万6,328円を支出いたしておりますが、消耗品、光熱水費の節減と修繕料の支出減などにより、不用額は327万2,672円となっております。節11役務費で1,498万2,317円を支出し、不用額が76万6,683円となっておりますが、これは職員の各種免許等取得に係る助成金、健康診断料に含まれる各種抗体検査等の見込み減が主なものとなっております。節12委託料は庁舎清掃業務、通信設備を含む高機能消防指令システム保守業務などの委託料として、5,045万4,150円を支出いたしております。節13使用料及び賃借料はOA機器のリースなどの支出で1,089万2,326円、節14工事請負費で98万1,860円を支出いたしております。これは、新型コロナウイルス感染防止対策や放送設備の改修工事などに伴う費用でございます。節17備品購入費は庁用器具などの購入で95万852円を支出いたしております。次のページをお願いいたします。節18負担金、補助及び交付金は救急救命士研修、佐賀県消防学校の入校負担金など856万2,692円を支出いたしております。節21補償、補填及び賠償金の4万1,800円でございますが、これは転院搬送のため救急出動した三養基郡基山町の医療法人さかい胃腸・内視鏡内科クリニックで、傷病者を搬送中、誤ってストレッチャーを院内の壁に接触させ、破損させた部分の修理費用でございます。なお、消防業務賠償責任保険に加入しておりますので、

支出額と同額の保険金を収入いたしております。節２２償還金利子及び割引料は、危険物施設に係る申請手数料に加納がありましたので、１，０００円を支出いたしております。次に節２４積立金でございますが１，５０１万２，３４４円を、備考欄に記載のとおり、各基金へ積み立ていたしております。節２６公課費で車両９台の重量税と救急救命士２名の登録免許税として５８万２，４００円を支出いたしております。総務費の項２監査委員費では３万５，５００円を支出いたしております。次のページをお願いいたします。次に款３消防費で７，３１５万１，７４０円の支出でございますが、高規格救急自動車２台、消防用資機材などの購入に伴う支出となっており、内訳につきましては、項１消防施設費、目１消防施設管理費の節１１役務費で４万４，２００円、節１７備品購入費で７，２４４万９，６４０円、節２６の公課費で６万５，６００円を支出いたしております。目２庁舎建設費につきましては、非常用の発電機に燃料を供給するための危険物施設整備事業として、節１２の委託料で５９万２，３００円を支出いたしておりますが、節１２委託料の一部、管理監督料５６万９，０００円と節１４工事請負契約の全額となります３，９７１万５，０００円につきましては、本年度へ明許繰越といたしております。次の款４公債費は、１億８５万３，０１４円を支出いたしております。目１元金で、９，９２４万１，１３７円、目２利子で、１６１万１，８７７円となっておりますが、詳細につきましては備考欄に記載のとおりでございます。款５予備費の支出はございませんが、款２総務費の総務管理費、目１の一般管理費へ充用をいたしております。一番下の欄になりますが、歳出合計予算現額１５億７，２０１万９，０００円に対し、支出済額１５億４１８万１，４６８円となっております。次に３０ページをお願いいたします。

実質収支でございますが、歳入総額１５億２，０３９万５，０００円に対し、歳出総額１５億４１８万１，０００円、歳入歳出差引額１，６２１万４，０００円、翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費繰越額４，０２８万４，０００円、実質収支額１，６２１万４，０００円となっております。次に３２ページ、３３ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、公有財産の土地・建物につきましては、変更ございません。次のページをお願いいたします。

次に備品でございますが、車両で、鳥栖消防署及び西消防署の高規格救急自動車それぞれ1台、合計2台の救急自動車を更新いたしております。36ページをお願いいたします。

救急・救助用の器具として、更新いたしました2台の救急自動車に積載する患者監視装置及び自動体外式除細動器につきましても車両と同時に更新をいたしております。次に37ページをお願いします。

基金の決算年度末現在高でございますが、財政調整基金が1億2,656万1,433円、退職手当基金が4億3,395万695円、消防施設等整備基金が6億7,217万162円でございます。以上、説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、決算審査の結果について、吉田 豊 監査委員から審査報告をお願いします。

—吉田監査委員 入室—

(吉田監査委員)

それでは資料③の令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算書の決算審査意見書を読み上げて報告にかえさせていただきます。

決算審査意見書 地方自治法第23条第2項の規定により、令和3年6月2日付けで審査に付された令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算について、管理者から送付された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成され、会計管理者保

管の証書類、その他関係諸帳簿等により本日慎重に審査した結果、正確なものであることを認めます。令和3年6月25日 鳥栖・三養基地区消防事務組合 監査委員吉田豊 鳥栖・三養基地区消防事務組合 管理者 橋本康志様 以上でございます。

(森山議長)

吉田監査委員ありがとうございました。

—吉田監査委員 退室—

(森山議長)

これより議案第10号の質疑を行います。質疑はございませんか。

(中村議員)

はい、議長。

(森山議長)

中村議員。

(中村議員)

恐れ入ります。収入の部の分担金及び負担金についてと財政調整基金、退職手当基金、消防施設等整備基金について、少々教えていただきたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。まず資料のですね、こちらの④と書いてある資料の議案参考資料の3ページでございますけれども、こちらの方の内容がですね、分担金及び負担金の細かい説明が付いておりますけれども、すいません⑤です。議案概要です。こちらの3ページでございますけれど、こちらの分担金負担金がですね、市町によって違うわけでございますが、私が人口比で割ってみたらですね、若干ちょっと少し差がある気も

するのですが、この分担金算出の根拠をですね教えていただきたくてご説明をお願いしたいと思います。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

中村議員のご質問にお答えをいたします。本組合の規約に規定をいたしております常備消防費相当額となります市町負担金につきましては、基本的に人口規模により算出をしているところでございますが、具体的に申し上げますと地方交付税法による人口10万人当たりとなる標準団体、これにおける消防費の単位費用に国勢調査における各市町の人口に補正係数を乗じた補正後人口で算出した消防費のうち、消防費から救急業務費を差し引いた額の64%、救急業務費の全額、それに高速道路救急業務特別交付税及び起債により措置をされます普通交付税の額などを合計した額で算出をしているところでございます。それから、基金のほうのご質問でございますが、財政調整基金につきましては、本組合の財政収入につきましては、そのほとんどが構成市町からの負担金となっております。その負担金につきましては、基準財政需要額の単位費用から一定のルールに従って算出をしておりますが、従いまして、この基金につきましては主に年度間の支出額におけるクッション的な役割をするものでございますが、大規模災害時や近年の新型コロナウイルス感染症もあり、最低5,000万円程度の残高が妥当であるかというふうに考えているところでございます。なお、近年につきましては職員の増員に伴う人件費、これの上昇などにより、一般財源へ充当している状況でございますが、今後も適切に対応してまいりたいと考えているところで

ございます。次に退職手当基金積立金でございます。組合における今後5年間の定年による退職者は14人となっておりますが、これまでは長期的な運用を考慮いたしまして、退職者が3人未満の場合は基金へ積立てを行ってまいりましたが、負担金の基礎となる消防費に係る単位費用の変動や、退職年齢の引上げなどもあり、これを見直しており、中期的な観点から、1人当たり2,200万円で試算。同一年度における2人の退職者までは一般会計で対応し、それ以上の退職者これにつきましては基金で対応する計画といたしております。一定の期間、今後積立ては行わないというふうな予定で考えております。引き続き、消防施設等整備基金でございますが、消防用車両などの更新などに充当いたしておりますが、昨年度までに整備をいたしました救急・消防自動車などについて、設計価格より安価な価格で整備出来たことや基金による資金の充当ではなく、有利な起債事業である緊急防災減災事業を活用したことで基金の現在高についてはやや高額となっている状況でございます。今後につきましても、補助事業や有利な起債事業を有効に活用し車両等の整備を行う予定ではございますが、平成3年に完成をした消防本部・鳥栖消防署、それから平成7年に設置の基山分署庁舎につきましては、20年以上を経過しておりますことから、今後10年間の財政計画では、庁舎や訓練施設等の補修等も予定をいたしており、施設の長寿命化や車両の更新等々併せまして、安定した財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上、お答えいたします。

(森山議長)

他にございませんか。

(古賀通議員)

はい。

(森山議長)

古賀通議員。

(古賀通議員)

決算の歳出のですね、21ページ。不用額の件でございますけれども、節3の職員手当等390万円、それから次のページの節10の需用費327万円、この件について、内容について、もうちょっともう少し詳細について内容について説明していただきたいと思います。一部研修が中止になった或いは経費で節減したということでございますけれどもいかがでしょうか。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

古賀通議員のご質問にお答えをいたします。職員手当等につきましては、扶養手当、特殊勤務手当、児童手当等の不用額が多くなっているところでございます。それから節10の需用費でございますが、不用額が多くなっているのは、やはり組合といたしましては消防車両や指令台の修繕料をどうしても一定の金額保有する必要があり、定例会は2月となっておりますので、2月以降の修繕料につきましては、一定の額を保有しておく必要があるというふうに考えております。その修繕料について、支出がなかったというところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

(古賀通議員)

はい。

(森山議長)

古賀通議員。

(古賀通議員)

先程の２番目の回答ではですね、需用費の修繕料を一定額保有しているということですね。それは毎年、保有されているんですか。それに対するこの費用は、やっぱり修理なり点検なりの費用に充当されてるんですかね。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

古賀通議員のご質問にお答えをいたします。修繕料につきましては、先程の説明のとおり、どうしても議会が２月定例会ということもありまして、緊急の修理を要する場合がございますので、例年、２月以降のための修繕料等を保有した上で、修繕がなかった場合につきましては、例年、これぐらいの額が不用額として計上されているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

(古賀通議員)

はい。

(森山議長)

古賀通議員。

(古賀通議員)

修繕料については423万2,578円、ここに計上してあるわけですね。これ以外にということですかね。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

古賀議員のご質問にお答えをいたします。修繕料につきましては、支出が420万円余り、210万円程不用額が出ているところでございます。以上でございます。

(森山議長)

他にございませんか。

(中山議員)

はい、議長。

(森山議長)

中山議員。

(中山議員)

23ページですね、14の工事請負費。感染対策工事ということでパーテーション設置、これはどういうことか中身をもう少し説明をお願いします。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

中山議員のご質問にお答えいたします。職員間の机の間でのパーテーションは設置いたしていませんが、やはり来庁者、それから業者等が来庁されますので、そういった来庁者の方との職員との接触を避けるため、パーテーションを各消防署各階に設置をして対応しているところでございます。なお、自動水洗につきましては、鳥栖消防署のトイレの手洗い場につきまして、一般のお客様の使用もございますので、そちらの方の自動水洗の改修をさせていただいているところでございます。以上お答えとさせていただきます。

(中山議員)

はい、議長。

(森山議長)

中山議員。

(中山議員)

感染者は今まで何人位救急車で運ばれたのかお伺いします。

(船津警防課長)

はい、議長。

(森山議長)

船津警防課長。

(船津警防課長)

新型コロナウイルスの陽性者の出動件数につきましては、現在３５件に出動をいたしております。以上でございます。

(中山議員)

はい、議長。

(森山議長)

中山議員。

(中山議員)

これは昨年度からのあれですか。今年だけですか。

(船津警防課長)

はい、議長。

(森山議長)

船津警防課長

(船津警防課長)

令和2年からの合計でございます。ちなみに令和2年に4名、残り31名が今年となっております。

(中山議員)

はい、わかりました。

(森山議長)

いいでしょうか。他にございませんか。

— (質疑なしの声) —

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。議案第10号 令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

日程第11 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について議題といたします。詳細

説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。恐れ入りますが、会議資料①の4ページ、5ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、本年2月の組合議会定例会において、補正予算第2号で議決をいただきましたが、地方自治法施行令の規定に基づき、これを報告するものでございます。先程、令和2年度の決算でご説明いたしました非常用発電機に供給するための危険物施設整備事業でございますが、款3消防費、項1消防施設費の事業費に係る4,028万4千円を繰り越しているところでございます。なお、本事業につきましては、今月中に完成する予定でございます。以上、ご報告といたします。

(森山議長)

繰越明許費繰越計算書について、詳細説明が終わりましたが、これより報告第1号の質疑を行います。

— (質疑なしの声) —

(森山議長)

質疑を終わります。以上で本日の日程は、全て終了いたしましたので、令和3年8

月組合議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和3年 9月 3日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

新 井 林

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

尾 寺 省 悟

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

中 山 五 雄